

本別町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

制定 平成29年12月27日

改正 令和4年2月28日

改正 令和5年3月30日

本別町農業委員会

1 基本的な考え方

この指針は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条に基づき定めるものとし、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局通知）、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

2 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 目標

- ・ 遊休農地率1%以下を維持。

(2) 方法

- ・ 利用状況調査と農業委員の日々の活動により農地利用状況を把握し、地権者等に対し、適切な指導等を行う。

(3) 評価

- ・ 遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 担い手への農地利用集積について

(1) 目標

- ・ 集積率85%以上を維持。

(2) 方法

- ・ 「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。
- ・ 農業委員の日常活動等により農地利用集積の推進を図る。
- ・ 本別町、本別町農業協同組合、農地中間管理機構等の関係機関と連携し、担い手農家等の意向把握に努める。

(3) 評価

- ・ 農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等」

ついて」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

4 新規参入の促進について

(1) 目標

- ・ 3年度につき1経営体。

(2) 方法

- ・ 本別町農業担い手育成センターを構成する関係機関と連携し、新規参入希望者の情報把握等に努めるとともに、当該希望者への農地利用集積の推進を図る。

(3) 評価

- ・ 新規参入者（個人・法人）の数により評価する。
単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。